

終了した事業

令和2年6月2日時点

実施	対策事業名	概要・支援額・期間	お問い合わせ先
国	持続化給付金	特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるため事業全般に使える給付金を支給（法人200万円以内・個人事業主100万円以内） （※）持続化給付金申請サポート会場の奄美会場は7月15日で閉設となりました。 【申請期間】令和2年5月1日から令和3年1月31日 （書類の提出期限延長を上記期日までに申請することで、必要書類の提出期限が2月15日まで延長できます）	中小企業庁 金融・給付金相談窓口 0120-279-292 03-6832-6631
国	持続化補助（コロナ特別対応型）	小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う取組を支援 例：店内飲食のみであった飲食店が、出前注文を受け付けるためのwebサイトを作成し、来店しない顧客への販売を開始 例：旅館が、自動受付機を導入し、非対面型のサービスを提供等 【補助上限】100万円【補助率】3分の2【申請締切】5月15日	中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036
国	家賃支援給付金	緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えるため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給 （※）申請サポート会場は閉鎖となりました。 【申請期間】令和3年2月15日まで	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
国	テレワーク導入支援策	・働き方改革推進支援助成金テレワークコース（厚生労働省） ・IT導入補助（中小企業基盤整備機構）	
国	働き方改革推進支援助成金（職場意識改善特例コース）	新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、子どもの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援	鹿児島労働局 099-222-8446
国	Go To 商店街	感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街等がイベント等を実施することにより、「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援する事業。 【応募期間】国の令和2年度3次補正予算成立後公表予定	Go To商店街事務局 0120-304-060
県	新型コロナウイルス感染症対策休業協力金	休業や営業時間短縮を要請されている施設が県の要請に応じて、休業した際の協力金 【中小企業】20万円【個人事業主】10万円（※）複数施設を有する事業者には10万円を上乗せ 休業要請期間：7月8日から7月21日までの計14日間	休業要請・協力金に係る専用ダイヤル 099-286-5691
県	県外からの宿泊予約者へのキャンセル又は変更依頼への協力金	県外からの宿泊予約者に対して、宿泊予約の延期やキャンセルを行ってもらった旅館・ホテル等の宿泊事業者への協力金 1人泊当たり宿泊料金（5,000円を上限）を乗じた額（10万円上限） 期間：4月29日から5月6日までの間	鹿児島県観光課 099-286-2997

終了した事業

令和2年6月2日時点

実施	対策事業名	概要・支援額・期間	お問い合わせ先
県	飲食店感染防止対策支援事業	飲食店が感染防止対策物品の経費や感染防止に効果的なキャッシュレス決済手段の導入経費を助成することにより、飲食店における新しい生活様式の徹底を図る 申請期限：11月30日	鹿児島県感染症防止対策支援事業事務局コールセンター 099-213-9192
県	宿泊施設感染防止対策支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動の両立を図るため、県内の宿泊施設が取り組む感染症拡大防止対策にかかる費用を補助する 申請期限：11月30日	鹿児島県感染症防止対策支援事業事務局コールセンター 099-213-9192
県	フリーランス生活安定支援事業	フリーランスの方に対し、国の定額支援に上乗せ助成（1日1,000円、上限15日） 【申請期間】令和3年2月19日まで	
県	誘客取組等支援事業	県内の宿泊事業者・貸切バス事業者が行う、鹿児島の魅力発信力やおもてなし力を向上させ、観光業の回復につなげようとする取組を支援。 県内の宿泊事業者・貸切バス事業者が行う、鹿児島の魅力発信力やおもてなし力を向上させ、観光業の回復につなげようとする取組を支援。 ・誘客取組支援、受入環境整備支援 （補助率3分の2、上限100万円） 申請期間：令和3年2月28日まで（消印有効） 対象期間：令和2年7月22日から令和3年2月28日 ・緊急対策支援（宿泊事業者のみ） （補助率2分の1、上限200万円） 申請期間：令和3年2月28日まで（消印有効） 対象期間：令和3年1月26日から令和3年2月28日	鹿児島県誘客取組等支援事業事務局 099-803-0018
県	事業継続緊急支援金	令和2年12月から令和3年2月までのひと月の事業収入が大きく減少している事業者の事業継続を図るための支援金を給付。 【支援額】上限30万円 【申請期間】令和3年2月26日から3月31日	時短要請コールセンター かごしま 099-248-8442
県	時短要請協力金	県が1月25日から2月7日にかけて要請した時短営業に応じた飲食店などに対する協力金（要件を満たす必要があります）。 【協力金】1店舗あたり56万円 【申請期間】令和3年2月26日から3月31日まで	時短要請コールセンター かごしま 099-248-8442
市	水道・下水道基本料金の減免措置	売上が減少した事業所に対し、水道・下水道の基本料金を減免。 【対象】市内の中小事業所（個人事業主を含む）のうち、売上が前年同月比20%以上50%未満の事業所 【減免内容】水道と下水道の基本料金の全額減免（2か月分） 【申請期間】令和2年6月1日～9月30日（申請後の翌支払い月から減免） （注意）「事業所支援給付金」の申請内容で審査を行いますので、新たに減免を申請する書類の作成は不要です。	（申請） 商工情報課商工振興係 52-11127 （料金減免） 名瀬・住用：水道課業務係52-1176（直通） 笠利：建設課63-1111 （内線3055）

終了した事業

令和2年6月2日時点

実施	対策事業名	概要・支援額・期間	お問い合わせ先
市	令和3年度固定資産税の軽減措置	事業収入が減少している中小事業者等に対し、令和3年度固定資産税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税について、税の軽減を受けることができます 【申告期間】令和3年1月4日から2月1日まで	奄美市税務課 0997-52-1111
市	奄美市コロナ対応受入態勢構築支援事業（観光体験プログラム）	奄美市内の観光体験プログラム事業者が取り組む新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に対し、その費用の一部を助成します。 申請期間：9月24日（木曜日）から11月30日（月曜日）	紬観光課観光政策係 52-1111（内線5316）
市	観光事業者ブラッシュアップ助成事業	観光事業者を対象に、研修や相互の宿泊・体験プログラムを通じ、サービス向上とレベルアップにつなげる取組を助成。	紬観光課観光政策係 52-1111（内線5316） （一社）あまみ大島観光物産連盟 53-3240
市	市民向け宿泊・体験プログラム助成事業	みんなで「奄美の観光を応援する」機運の醸成を後押しするため、島内でできる取組として、市民向けの宿泊や体験プログラムの利用を助成し、島内観光の需要を喚起する。	紬観光課観光政策係 52-1111（内線5316） （一社）あまみ大島観光物産連盟 53-3240
市	「緊急対策プレミアム商品券」助成事業	外出や来島自粛、休業の発生など、深刻な打撃を受けている「飲食店」について、市民の皆様と一緒に応援していく民間団体の「プレミアム商品券」事業を支援する。 【対象】市内の飲食店（登録店舗のみ利用可） 【発行額】50,000千円（プレミアム率66%・3,000円で5,000円分の商品券が買える） 【実施時期】8月頃	奄美大島商工会議所 52-6111
市	事業所支援給付金	国や県の支援の対象とならない事業所に、事業継続に必要な費用の一部を緊急的に支援。 【申請期間】令和2年6月1日～令和3年1月31日	商工情報課商工振興係 52-1127（直通）
市	タクシー事業者等支援金	県が市内飲食店を対象にした時短営業要請等に伴い、大きな影響を受けた市内のタクシー事業者、運転代行事業者へ支援を行います。 【対象事業者】市内に本社または事業所を置くタクシー事業者・運転代行事業者（このほか、必要な要件を満たす必要があります） 【申請期間】令和3年3月8日（消印有効）申請は可能な限り郵送でお願いします。	商工情報課商工振興係 0997-52-1127
市	貸切バス支援事業	外出自粛等の影響で利用者が減少している貸切バス利用促進のため、奄美市民を対象に利用運賃の7割（上限82,000円）を補助します。 対象期間：令和2年10月1日から令和3年3月31日の運行分	商工政策課 52-1127（内線5306）